

湊東地区買取型復興公営住宅の不当利得返還請求事件

に係る住民訴訟について

<市長コメント>

「湊東地区買取型復興公営住宅の不当利得返還請求事件に係る住民訴訟」についてです。

本件訴訟は、当時市議会議員だった原告らにより令和2年2月19日付けで仙台地方裁判所に提起されたもので、その内容は、湊東地区の買取型復興公営住宅について、「市が売主である工事施行者に対し、架空工事などがあったとして金4億8,979万5,000円を請求せよ。」というものでありました。

既にお知らせしておりますとおり、原告らは第一審及び控訴審を経て、令和4年10月13日に最高裁判所に上告していました。

本年3月24日、最高裁判所第二小法廷において、4名の裁判官全員一致で

「1 本件上告を棄却する。」

「2 本件を上告審として受理しない。」

「3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とす

る。」と決定されました。

今回の決定により、控訴人ら、すなわち、原告らの請求を棄却する旨の控訴審判決が確定しました。